

議第30号 高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

市の附属機関として「高島市ごみ処理施設事業者選定委員会」および「高島市明護隧道改修事業に関する技術検討委員会」を設置するため、所要の改正を行うもの。

「ごみ処理施設事業者選定委員会」の設置目的について審議が集中し、「ごみ処理施設事業者選定委員会」の設置にかかる項目を削る修正案が提出されました。

修正案提案理由

建設が計画されている朽木宮前坊区の建設用地は、水害リスクが極めて高い場所であると考ええる。また、用地取得議案は、現在、審議中の案件である。このことから、朽木宮前坊区で建設を進めることを前提とした「ごみ処理施設事業者選定委員会」の設置は、現段階においては時期尚早である。

原案に対する討論

賛成

青谷 章 議員

「ごみ処理施設事業者選定委員会」は、DBO方式で計画的に事業実施を進める観点から設置すべきである。明護隧道改修工事技術検討委員会は、市場地区の重要な用水路であり、再工事に向けて調査、検討する必要がある。

修正案に対する討論

賛成

森脇 徹 議員

宮前坊区で用地取得が再度否決になったにも関わらず、同地での着工を前提の「事業者選定委員会設置」は認められず。着手すれば地方財政上の問題が発生。用地未定に加え、最もリスクの高い同地での支援業務に参加する技術コンサルタントがいるのか疑問だ。

賛成

早川 浩徳 議員

「明護隧道」は市民生活に不可欠で、改修のために技術的な検討を行う委員会の設置は必要である。一方、「高島市ごみ処理施設事業者選定委員会」は、宮前坊での建設を前提とし事業者選定するもので、修正案は適切である。

採決の結果

修正案 「賛成多数」で修正案のとおり可決すべきもの
修正議決した部分を除く原案 「全員賛成」で可決すべきもの

請願第1号 「農薬の過剰な使用を助長する農産物検査法の見直しを求める意見書」の提出を求める請願

請願趣旨

外観を重視した現行の農産物検査法が農薬の過剰な使用を助長しており、その農薬の使用が環境に対して深刻な悪影響を与えていることから、同検査法の見直しを求めるもの。

採決の結果

「賛成少数」で不採択とすべきもの

このほか、議第4号から議第9号、議第18号から議第29号の11議案は、いずれも「可決すべきもの」と決定しました。

本会議での討論

賛成

是永 宙 議員

請願1号 「農薬の過剰な使用を助長する農産物検査法の見直しを求める意見書」の提出を求める請願
ネオニコチノイド系農薬の多用は、ミツバチなど様々な生物に害を及ぼし、長期的には農業にも深刻な影響を及ぼす。農産物検査法の目的を安全性重視に見直し、農薬の使用量を減らすよう促していくべきである。

